

○雲仙市一般廃棄物及び資源ごみ収集運搬業務委託契約最低制限価格取扱要領

平成29年2月2日

告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により市が発注する一般廃棄物及び資源ごみ収集運搬業務（以下「対象業務」という。）の請負の契約を締結しようとする場合において、雲仙市契約規則（平成17年雲仙市規則第49号）第9条の最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）を設ける場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 最低制限価格は、設計金額（対象業務において設計書、仕様書等によって算定された当該対象業務に要する費用の総額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。）に100分の75を乗じて得た額に、ランダム係数（0.995以上1.005以下の範囲内の数値の中からパーソナルコンピューターその他の電子機器等を用いて無作為に選択した数値をいう。）を乗じて得た額とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(落札者の決定)

第3条 対象業務の競争入札において、最低制限価格を設けた場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低制限価格の告知)

第4条 対象業務の競争入札において、最低制限価格を設けた場合は、当該競争入札に参加しようとする者に対し、一般競争入札にあつては入札の公告（雲仙市契約規則第3条第1項の規定による公告をいう。）に記載し、指名競争入札にあつては入札の通知（同規則第16条の規定による通知をいう。）に記載する方法により、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを告知するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。